　1002-17-01



一般社団法人日本原子力学会

原子力安全部会　運営小委員会等細則

2022年3月16日 第26回原子力安全部会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は，原子力安全部会規約（1002-17）第6条に定められた運営小委員会の具体的な運営方法について定めることを目的とする。

（構成および職務）

第２条　運営小委員会は，部会員の互選により選出された部会長1名，副部会長若干名，および幹事若干名で構成する。

２　運営小委員会は，部会の運営の中心となり，原子力安全部会規約（1002-17）第3条の具体化を職務とする。

（部会長の職務）

第３条　部会長は運営小委員会を統括する。

２　部会長は原則として原子力学会代議員の任に当たるものとする。

（副部会長の職務）

第４条　副部会長は，部会長を補佐し，部会長がその職務に当たることができない場合には，部会長の職務を代行する。

（部会長等の選任）

第５条　部会長および副部会長を選出する際には，その出身母体が産業界，規制・研究機関および大学から構成されるように配慮するものとする。

２　部会長，副部会長，幹事の選任は，部会全体会議にその候補者を推薦し，部会全体会議の議決により実施する。

（小委員会の設置）

第６条　運営小委員会には，部会員によって構成される，以下に掲げる小委員会を設置する。各小委員会には，原則として委員長および副委員長をおく。

(1) 総務小委員会

(2) 財務小委員会

(3) 広報小委員会

(4) 企画・研究小委員会

(5) 表彰小委員会

２　小委員会の委員長は，幹事の中から部会長がこれを指名する。

３　小委員会の副委員長および委員は，部会員の中から小委員会の委員長がこれを指名し，運営小委員会の承認を得て決定する。

（総務小委員会の任務）

第７条　総務小委員会は，運営小委員会の事務を司るほか，部会全体会議の開催等その他必要な事項全般を担当する。

２　総務小委員会委員長は，原子力学会部会等運営委員会委員の任に当たるものとする。

（財務小委員会の任務）

第８条　財務小委員会は，部会の予算の策定および管理並びに決算をおこない，その結果は部会全体会議にて報告する。

（広報小委員会の任務）

第９条　広報小委員会は，部会の活動，研究等に関する情報を，必要に応じて適宜発信する。

２　広報小委員会は部会のホームページを作成し，管理する。

３　広報小委員会委員長は，一般社団法人日本原子力学会編集委員会幹事会委員の任に当たるものとする。

（研究・企画小委員会の任務）

第10条　研究・企画小委員会は，原子力利用における安全確保とそれに関する理解促進のため，研究，調査，評価等のための専門委員会を適宜組織し，関係者間の交流および関連分野における研究活動の活性化に努める。

２　研究・企画小委員会は，研究会，セミナー，講演会，講習会，見学会等を適宜開催する。

３　研究・企画小委員会は，国際シンポジウム，ワークショップ等を適宜開催する。

４　研究・企画小委員会は，適宜，部会の事業を企画し，実施する。

５　研究・企画小委員会は，一般社団法人日本原子力学会外から部会に対して，研究，調査，評価等の要請があった場合には，部会の窓口となり，必要に応じて専門委員会等を組織する。

６　研究・企画小委員会は，必要に応じて，他の小委員会に協力を要請することができる。

７　研究・企画小委員会委員長は，原子力学会年会・大会プログラム委員会委員の任に当たる。

（表彰小委員会の任務）

第11条　表彰小委員会は別に定める原子力安全部会部会賞の受賞者を選考する。

（監査役）

第12条　部会には監査役を置き，監査役は部会長が部会員からこれを選任する。

２　監査役は，部会の活動全般について監査する。監査結果は，運営小委員会・部会全体会議等にて報告する。

（例外処理）

第13条　この細則に定めのない事項が生じた場合，運営小委員会において協議の上で適宜措置することができる。

（改定）

第14条　本細則の改定は，運営小委員会が起案し，原子力安全部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年3月28日　「原子力安全部会　運営小委員会等内規」として施行

２　改定履歴

1. 2021年10月7日「原子力安全部会　運営小委員会等細則」に変更し，記載内容を拡充。2022年3月16日　第26回原子力安全部会全体会議承認，2022年4月18日　部会等運営委員会メール報告，2022年5月27日　第8回理事会報告

附則

１　2022年3月16日承認の細則は，2022年4月1日から施行する。